

島嶼領土に対する日本政府の基本的認識

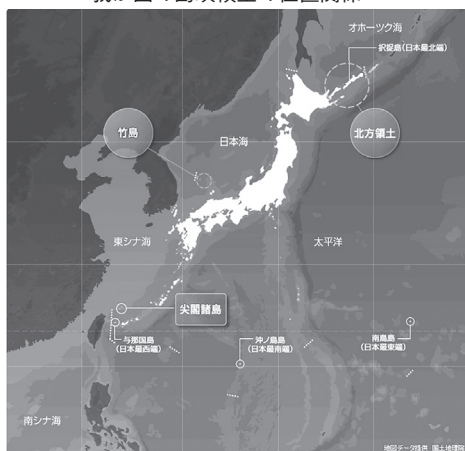
高井 晋

(日本安全保障戦略研究所上席研究員)

はじめに

日本は、周知のとおり、ロシアとの間に北方領土、韓国との間に竹島、中国との間に尖閣諸島について、領有権をめぐる意見の相違がある。それぞれの島嶼領土の位置関係については、挿入図の通りであるが、今日、島嶼領土の問題となった遠因は、第2次世界大戦を集結させた対日平和条約¹第2章の規定の文言解釈の相違である。日本は、ポツダム宣言を受諾して連合国と講和したが、その第8項²で日本の主権が及ぶ範囲を連合国が決定することを認め、これが対日平和条約第2章の規定となって具体化されたからである。

我が国の島嶼領土の位置関係



(出典：外務省 HP³)

1 「日本国との平和条約」は、1951年9月8日にサンフランシスコで署名開放され、1952年4月28日に日本で公布されて効力が発生した。

2 1945年8月14日に日本が受諾したポツダム宣言第8項は「…日本国の主権は、本州、北海道、九州及び四国並に吾等の決定する諸小島に局限せらるべし」と規定する。

3 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/territory/> (2021年10月1日)。

現在、日本が抱える島嶼領土の問題について、日本政府はどのような立場を維持しているのかについては、あまり知られていない。本稿は、これらの島嶼領土の問題に関する日本政府の基本的な認識について、改めて外務省資料に基づいて確認するものである。

1 日本の北方領土の問題

ロシアとの間に横たわる北方領土の問題は、前述した対日平和条約の第2章(c)項の文言解釈の相違に端を発している。同項は、「日本国は、千島列島 (the Kurile Islands) 並びに日本国が1905年9月5日のポーツマス条約の結果として主権を獲得した樺太の一部及びこれに近接する諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。」と規定しており、千島列島に北方領土が含まれているのかについて、日口間で解釈が相違している。

因みに、ロシア(当時はソ連邦)は、対日平和条約に調印していない。1952年の「日ソ共同宣言」により国際法上の戦争状態を一時的に解消したが、両国が永続的な平時関係になるためには平和条約の締結が不可欠であり、この点についてはロシアも了解している。

北方領土は、現在、ロシアにより占拠されロシア人が居住しているが、日口両国は、人道的配慮からビザ無し渡航として元島民の墓参や北方四島交流事業等を実施しており、さらに近年になって共同経済活動を計画している⁴。しかしその後、プーチン政権の下でロシアの政治事情が急変したことにより、共同経済活動は頓挫していて、北方領土問題の解決に向けた日口両国の首脳会談は進展していない。

(1) 日本の島嶼領土北方領土の範囲

北海道根室市に所属する北方領土は、次図にある国後島、択捉島、色丹島及び歯舞群島を指し、北方四島とも呼ばれている。

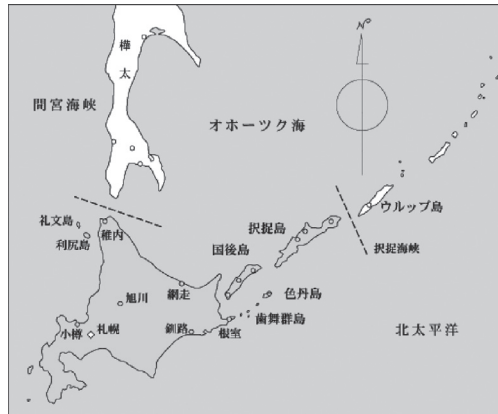
日本政府は、北方領土の問題に対する基本方針として、次のように考えている⁵。

4 第2次世界大戦後の日口交流については、拙稿「北方領土問題の歴史(3)」、『島嶼研究ジャーナル』第9巻1号(2019年1月)を参照。

5 外務省 HP「北方領土トップ」(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/hoppo/hoppo.html>) (2021年10月1日)。

1855年2月7日、日本とロシアとの間で「日魯通好条約」が調印され択捉島とウルップ島の間に国境が確認されました。それ以降も、択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島からなる北方四島は、一度も他国の領土となったことがない、日本固有の領土です。しかし、1945年に北方四島がソ連に占領されて以降、今日に至るまでソ連・ロシアによる不法占拠が続いています。

政府は、北方四島の帰属の問題を解決してロシアとの間で平和条約を締結するという基本方針に基づき、ロシアとの間で強い意思をもって交渉を行っています。



(出典：外務省 HP⁶⁾)

(2) 北方領土に関する日本政府の認識

外務省の資料⁷によると、日本政府の北方領土に関する認識は以下の通りである。

- ①日本はロシアより早く、北方四島（択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島）の存在を知り、多くの日本人がこの地域に渡航するとともに、徐々にこれらの島々の統治を確立しました。それ以前も、ロシアの勢力がウルップ島より南にまで及んだことは一度もありませんでした。1855年、日本とロシアとの間で全く平和的、友好的な形で調印

された日魯通好条約（下田条約）は、当時自然に成立していた択捉島とウルップ島の間の国境をそのまま確認するものでした。それ以降も、北方四島が外国の領土となったことはありません。

- ②しかし、第二次大戦末期の1945年8月9日、ソ連は、当時まだ有効であった日ソ中立条約に違反して対日参戦し、日本がポツダム宣言を受諾した後の同年8月28日から9月5日までの間に北方四島のすべてを占領しました。当時四島にはソ連人は一人もおらず、日本人は四島全体で約1万7千人が住んでいましたが、ソ連は1946年に四島を一方的に自国領に「編入」し、1948年までに全ての日本人を強制退去させました。それ以降、今日に至るまでソ連、ロシアによる不法占拠が続いています。

- ③北方領土問題が存在するため、日露間では、戦後70年以上を経たにもかかわらず、いまだ平和条約が締結されていません。

(3) 北方領土に対する日本政府の基本的立場

かくして、北方領土に対する日本政府の基本的立場は、以下のようになっている⁸。

- ①北方領土は、ロシアによる不法占拠が続いていますが、日本固有の領土であり、この点については例えば米国政府も一貫して日本の立場を支持しています。政府は、北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結するという基本方針に基づいて、ロシア政府との間で強い意思をもって交渉を行っています。
- ②北方領土問題の解決に当たって、我が国としては、1) 北方領土の日本への帰属が確認されるのであれば、実際の返還の時期及び態様については、柔軟に対応する、2) 北方領土に現在居住しているロシア人住民については、その人権、利益及び希望は、北方領土返還後も十分尊重していくこととしています。
- ③我が国固有の領土である北方領土に対するロシアによる不法占拠が続いている状況の中で、第三国の民間人が当該地域で経済活動を行

6 外務省 HP「北方四島の概要」、同上。

7 外務省 HP「北方領土とは」、同上。

8 外務省 HP「日本の基本的立場」、同上。

うことを含め、北方領土においてあたかもロシア側の「管轄権」に服したかのごとき行為を行うこと、または、あたかも北方領土に対するロシアの「管轄権」を前提としたかのごとき行為を行うこと等は、北方領土問題に対する我が国の立場と相容れず、容認できません。したがって、日本国政府は、広く日本国民に対して、1989年(平成元年)の閣議了解で、北方領土問題の解決までの間、ロシアの不法占拠の下で北方領土に入域することを行わないよう要請しています。

- ④また、政府は、第三国国民がロシアの査証を取得した上で北方四島へ入域する、又は第三国企業が北方領土において経済活動を行っているという情報に接した場合、従来から、しかるべく事実関係を確認の上、申入れを行ってきています。

2 日本の島嶼領土竹島の問題

韓国との間に横たわる竹島の領有権をめぐる意見の相違問題は、対日平和条約第2章(a)項の文言、すなわち「日本国は、朝鮮の独立を承認して、済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する」の解釈問題に端を発している。(a)項で日本が放棄した朝鮮に竹島が含まれているか否かの理解の相違である。

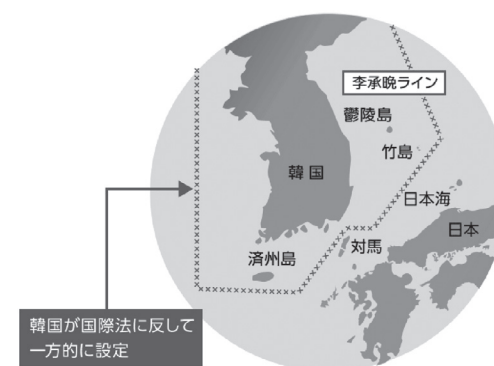
竹島は、現在、韓国により占拠されて警備隊が常駐し、観光のために一般にも解放されていて、国会議員や大統領が訪問して、竹島が自国領であることを国内外にアピールしている。このような中で日本政府は、韓国による竹島占拠について以下のように考えている⁹。

1. 1952(昭和27)年1月、李承晩韓国大統領は「海洋主権宣言」を行って、いわゆる「李承晩ライン」を国際法に反して一方的に設定し、同ラインの内側の広大な水域への漁業管轄権を一方的に主張するとともに、そのライン内に竹島を取り込みました。
2. 1953(昭和28)年3月、日米合同委員会で竹島の在日米軍の爆撃訓練区域からの解除が決定されました。これにより、竹島での漁業が再び行われることとなりましたが、韓国人も竹島やその周辺で漁業

に従事していることが確認されました。同年7月には、不法漁業に従事している韓国漁民に対し竹島から退去するよう要求した海上保安庁巡視船が、韓国漁民を援護していた韓国官憲によって銃撃されるという事件も発生しました。

3. 翌1954(昭和29)年6月、韓国内務部は韓国沿岸警備隊の駐留部隊を竹島に派遣したことを発表しました。同年8月には、竹島周辺を航行中の海上保安庁巡視船が同島から銃撃され、これにより韓国の警備隊が竹島に駐留していることが確認されました。
4. 韓国側は、現在も引き続き警備隊員を常駐せるとともに、宿舍や監視所、灯台、接岸施設等を構築しています。
5. 「李承晩ライン」の設定は、公海上における違法な線引きであるとともに、韓国による竹島の占拠は、国際法上何ら根拠がないまま行われている不法占拠です。韓国がこのような不法占拠に基づいて竹島に対して行ういかなる措置も法的な正当性を有するものではありません。このような行為は、竹島の領有権をめぐる我が国の立場に照らして決して容認できるものではなく、竹島をめぐる韓国側が何らかの措置等を行うたびに厳重な抗議を重ねるとともに、その撤回を求めてきています。

李承晩ラインと竹島の関係



(出典：外務省 HP¹⁰)

9 外務省 HP「李承晩ラインの設定と韓国による竹島の不法占拠」(https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/takeshima/g_senkyo.html) (2021年10月2日)。

10 同上。